

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成22年2月26日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	矢 野 清 實	議員
21番	坂 下 勝 保	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

### 2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君
兼財政課長		兼環境課長	

健康福祉部次長 兼高齢者福祉課長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	神 谷 巳代志 君
経済建設部次長 兼都市計画課長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

## 5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 諸報告

(4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明

議案第1号 平成22年度豊明市一般会計予算について

議案第2号 平成22年度豊明市国民健康保険特別会計予算について

議案第3号 平成22年度豊明市下水道事業特別会計予算について

議案第4号 平成22年度豊明市土地取得特別会計予算について

議案第5号 平成22年度豊明市墓園事業特別会計予算について

議案第6号 平成22年度豊明市老人保健特別会計予算について

議案第7号 平成22年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について

議案第8号 平成22年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について

議案第9号 平成22年度豊明市介護保険特別会計予算について

議案第10号 平成22年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

(5) 報告第1号 豊明市国民保護計画の変更の報告について

(6) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

(7) 議案上程・提案説明・質疑

議案第12号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第13号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について

(8) 議案上程・提案説明

議案第14号 市道の路線廃止について

議案第15号 市道の路線認定について

議案第16号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

議案第17号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第18号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部改正について

議案第 19 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 20 号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について

議案第 21 号 豊明市休日診療所条例の一部改正について

議案第 22 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 23 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第7号)について

議案第 24 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第 25 号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 26 号 平成 21 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について

議案第 27 号 平成 21 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について

議案第 28 号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について

議案第 29 号 平成 21 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 30 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号)について

議案第 31 号 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明  
議案第1号から議案第 10 号まで
- (5) 報告第1号
- (6) 議案上程・提案説明・討論・採決  
議案第 11 号
- (7) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決  
議案第 12 号及び議案第 13 号
- (8) 議案上程・提案説明  
議案第 14 号から議案第 31 号まで

午前10時開会

## No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 22 年第 1 回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 22 年豊明市議会第 1 回定例会を開会いたします。

なお、5 番 中村定志議員より病氣加療のため、今期定例会の欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

また、本日の議会開催に当たり、報道関係者よりテレビ収録の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知を願います。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

## No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 22 年第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、文字どおり本年初めての議会でございます。平成 22 年度の当初予算を始め、最も大切な案件をご審議いただく議会でもございます。

平成 22 年度の当初予算につきましては、後ほど施政方針で述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、一昨年に端を発しましたリーマンショックによる世界的な景気停滞の中で、最も厳しい落ち込みに直面したのは震源地でありますアメリカではなく、日本であったということが言われております。

日本は従来、アメリカやヨーロッパを始め、世界の国々に高付加価値商品を供給してまいりました。その日本の輸出が受けたダメージが最も大きく、社会・経済環境に厳しい影響を与えたということでございます。

また昨今は、アメリカで世界の企業として成長をしてまいりましたトヨタ自動車が、アメリカの下院の公聴会で大規模リコールについての証言であるとか、大陪審への資料提出を求められており、追求の矢面に立っているわけであります。

現在、トヨタ自動車は、その信頼回復の正念場を迎えていると言っても過言ではないでしょう。日本の経済にもさまざまな影響が予測され、大変懸念をされるところであります。

そんな中、本定例会に提案をさせていただきました議案は、平成 22 年度当初予算を始め 32 案件でございます。いずれも重要案件でありますので、慎重審議を賜りまして、全案件ともお認めをいただきますようお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。

ます。

よろしく願いをいたします。

#### No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

山田英明議会運営委員長。

#### No.5 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る2月23日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から3月23日までの26日間とし、一般質問につきましては、代表質問として4名の議員より、また個人質問として8名の議員より通告がありましたので、3月2日から3月4日までの3日間を質問日に充てることとし、3月2日に代表質問4名を、3月3日及び3月4日にそれぞれ個人質問4名を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第1号から議案第10号までの10件は、平成22年度の当初予算でありますので、本日、市長より一括して施政方針とともに説明がなされます。

また、議案第11号につきましては人事案件でありますので、本日、即決することとし、議案第12号及び議案第13号につきましては、提案説明の後に質疑を行い、その後、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うことといたしました。

なお、その他の議案につきましては、すべて所管の各常任委員会に付託することになりました。

次に、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第1号は総務文教常任委員会に付託し、その他の2件につきましては参考配付といたしました。

最後に、前回の定例会より議案等の質疑通告制を試行中でありますので、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、通告期限につきましては、議案等質疑の通告が3月1日の正午まで、委員会付託をされました議案に対する討論の通告が3月19日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、7番 平野龍司議員と14番 榊原杏子議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの26日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの26日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

#### No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の結果報告の補足説明を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成21年10月から同年12月の各月末日現在の出納保管の状況を平成21年11月26日、12月25日、平成22年1月29日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査いたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査として、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、環境課、図書館及び生涯学習課を11月に、都市計画課を12月に、総務課及び産業振興課を1月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、11月に実施した環境課においては、一般廃棄物(し尿)収集運搬業務委託において、契約書に不備な点が見受けられたので留意されたいという件。

生涯学習課においては、文化会館施設行政財産目的外使用料の減免事務において、規則に定められた手続がなされていないものが見受けられたので、留意されたいという件でございます。

次に、12月に実施した都市計画課においては、前後駅前市営駐車場機械保守点検等業務委託(外1件)において、契約書に記載誤りや添付書類の不備等が見受けられたので、今後は契約書の記載事項を十分に確認された上で契約されるよう留意されたいという件でございます。

そして、1月に実施した総務課においては、受付、電話案内業務委託(外1件)について、契約書において受託者に求めている書類提出等の確認が不十分であったので、契約事項の履行確認については確実にされるよう留意されたいという件。

産業振興課においては、市民菜園管理委託契約書(外1件)において、記載漏れ等の不備が見受けられたので留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものでございます。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

また、本議会は平成21年度最後の議会でありますので、監査委員の意見として一言申し上げたいと思います。

定例監査、例月出納検査、決算審査及び財政援助団体監査の中で指摘事項、意見につきましては、全庁的な問題として認識を共有され、協議の場を設けた上で早急な対策及び改善、並びに指導されたい。

以上でございます。

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付いたしました陳情付託表のとおり、陳情第1号は総務文教常任委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、施政方針・当初予算(案)上程・提案説明に入ります。

議案第1号から議案第10号までの平成22年度の一般会計及び各特別会計の予算案を一括議題といたします。

相羽市長、登壇にて説明を願います。

#### No.10 ○市長(相羽英勝君)

それでは、平成22年第1回定例会の開催にあたりまして、平成22年度予算案を始め、諸議案をご審議いただくのに先立ちまして、施政方針及び予算案の概要につきましてご説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

さて、2008年のリーマンショックに端を発した、世界的金融危機は、外需に依存してきた日本経済にとって、多くの雇用の減少や失業者の増加という、厳しい社会状況をもたらしました。

また、昨年猛威を振るった新型インフルエンザも、観光客の激減や消費の低下といった、内需にも影響を与えました。

このように、わが国を取り巻く環境は、厳しい状況が続いていくと思われま。

そのような中で、わが国では、国政選挙で初の「政権交代」がなされました。このことは、低迷する日本社会の現況から、少しでも脱却し、先行き不安な状況を打破したい、という国民の想いの表れではないでしょうか。

政府は平成22年度の景気を、緩やかに回復していくと見込んでいます。これは、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」などの効果や、「子ども手当」や、「高校実質無償化」による子育て世代への支援が、消費の拡大につながると考えています。

また、外需面では、中国、インド、ブラジルといった新興国をターゲットにした、プロダクトラインを組みなおし、マーケティング戦略の実施を、迅速に進めていこうとしています。米国中心から新興国の需要拡大を、景気回復のポイントと見ているようです。

物価は、大幅な供給過剰の下で、マイナス幅が縮小するものの緩やかな下落が続くと見込んでいます。

次に、平成22年度愛知県税の見通しではありますが、極めて厳しい状況であった平成21年度予算をさらに下回ると考えています。

こうした状況の中、本市の財政状況についても大変厳しいものがあります。税の歳入減による財源不足を補い、行政サービスを維持するため、貯金にあたります、財政調整基金を取り崩してまいりました。



しかしながら、少ない財源の中で、「安全・安心」を確保するため、最優先課題であります校舎耐震化は、平成 22 年度で、耐震化率 75.4%を目標として事業を進めてまいります。

そこで、財源不足を補うために、基金や、市債に頼る財源確保は、将来の財政運営に向けての限界があり、極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。

中・長期的な財政運営に配慮しつつ、財源確保に最大限努力する一方、全庁を挙げて全ての事務事業を対象に総点検を行い、歳出を抑制する必要があります。

さらに、限られた財源を重点的かつ効果的に配分するよう「行財政改革」に努めなければなりません。

職員数につきましては、昨年度に続き、団塊世代職員の大量退職を迎え、職員の採用を抑制することにより、集中改革プラン目標人員から前倒して削減してまいります。

しかし、この抑制が、「市民サービスへの低下」となっては、本末転倒であります。少ない人数で質の高い行政運営を図るために、「1部・5課・7係減」の、平成 16 年度以来の、大規模な機構改革を実施いたします。

「守・破・離」、受け継がれたものを守り、現状に合わなくなったものを除き、新しく工夫を加えて、従来からのものを超える。今の社会はこの「パラダイムシフト」であり、発想の転換が求められています。

財政事情はより一層厳しい年になると思われませんが、市民の皆様の「安全・安心」・「医療・少子高齢化」・「教育」・「環境」などの施策の実現に向け、職員一丸となって邁進する所存であります。

その施策であります。本年度においては、国の子育て支援政策と併せ、「子ども医療費助成」を拡大いたします。福祉においては、「(仮称)障がい者相談支援センター」を開設いたします。

また、地域活性化対策としまして、「桶狭間の戦いから 450 年」を記念とした事業を計画しております。

そして、企業誘致状況調査の結果を基に土地利用などにも引き続き取り組んでいきます。

市民の皆様の「安全・安心」を確保するために前年度と同様に、公共施設の耐震工事を順次進めてまいります。

これらを踏まえ、平成 22 年度の予算編成にあたりましては、福祉・教育面に重きを置いた、配分を心がけました。

以上の方針に基づき編成いたしました平成 22 年度予算は、

一般会計	177 億 2,000 万円
特別会計	109 億 4,480 万円

合 計 286 億 6,480  
万円

といたしました。

平成 21 年度と比較いたしますと、一般会計においては7億 3,800 万円、4.3%増となります。

これは、子ども手当の支給、国勢調査の実施や、参議院を始めとする選挙などによる増加の他、子ども医療制度の拡充やひまわりバスの車両更新、教育施設の耐震化の推進などであります。

特別会計では、9つの会計で2億 4,290 万円、2.3%の増となり、その主な要因は、国民健康保険や介護保険などの医療費等が伸びたことによるものであります。

一般、特別両会計を合わせますと9億 8,090 万円、3.5%の増となります。

以下、予算案の主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入のご説明をさせていただきます。

市税につきましては、当初予算における対前年度比較では市税全体で4億 9,400 万円余、率にして4.9%の減となる95 億 8,750 万円余を計上いたしました。

このうち市民税は個人、法人ともに景気動向を考慮し、個人市民税は前年度比 9.6%減の41 億 8,800 万円余を、法人市民税は前年度比 38.4%減の3億 2,000 万円弱を見込みました。

地方譲与税は前年度比 8.5%減の1億 9,400 万円といたしました。

また、株式等譲渡所得割交付金及び自動車取得税交付金は、21 年度決算見込みを勘案し、合わせて前年度比 6,200 万円余の減額の1億 3,500 万円余といたしました。

地方特例交付金は、子ども手当の地方負担の増加分を措置するため前年度比 27.5%増の1億 3,000 万円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税が国の地方財政対策において伸びが見られることから、特別交付税と合わせて前年度比 166.7%増の4億円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、民生費の子ども手当の創設、生活保護費の増加及び教育費の校舎耐震工事などの事業費の伸びによる国庫補助金の増を見込み 22 億 7,200 万円余といたしました。

繰入金には基金が枯渇に近い状況がありますが、予算編成のため歳入不足を補うべく財政調整基金より2億 6,000 万円を繰り入れました。

市債は、学校施設改修事業債3億 3,920 万円、消防施設整備事業債 2,980 万円など各事業に伴うもののほか、通常収支に係る財源の不足に対処する臨時財政対策債9億 1,000 万円を計上し、市債合計では前年度比 13.3%増の 13 億 1,050 万円といたしました。

歳出の状況につきましては、第4次豊明市総合計画の施策の大綱により順次ご説明を申し上げます。

## 1. 安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

### (1) 環境保全

再生可能エネルギーの利用推進等、脱化石燃料社会への歩みを進めるため、ごみの資源化推進事業について、市民の皆様と協力し、ごみを分別し資源として有効利用するとともに、東部知多クリーンセンターへのごみ搬入量の削減に努めます。

平成18年度より稼働しました沓掛堆肥センターを核とした生ごみ堆肥化事業も順調に推移しており、とよあけEco堆肥を使って育てられた農産物のブランド化販売を進め、「有機循環都市とよあけ」を目指します。

また、勅使墓園造成事業につきましては、墓園の区画を整備し施設の拡充を図るため、第3期工事の設計をいたします。

### (2) 水と緑の環境づくり

公園は市民の心に潤いと安らぎを与える貴重な財産であり、子どもの健全な遊び場、高齢者の憩いの場でもあります。より安全で地域の特性や実情に即した公園となるよう、整備、維持管理に努めてまいります。

本年度は、中ノ坪公園を、防災機能を備えた公園として改修整備いたします。

また、大蔵池公園につきましては噴水の取り替え、大原公園につきましてはグラウンド等の改修を計画しております。

勅使池につきましては、動植物、水辺等の自然環境を親しむことのできるよう、引き続き県と協力して整備を進めてまいります。

下水道施設の維持管理、河川の維持管理、沓掛浄化センターの設備改修、補助金による合併処理浄化槽の設置促進により、安全で良質な水による生活環境整備に努めてまいります。

### (3) 生活安全・安心

東海地震の発生が懸念されることから、被害を最小限に止められるような対策を優先的に取り組んでまいります。

小中学校の耐震化につきましては、双峰小学校、豊明中学校など市内7つの小中学校の校舎や屋内運動場の工事を行います。

また、引き続き木造住宅の耐震診断と耐震改修に対し助成してまいります。

備蓄倉庫には、食糧、車いす、障がい者用トイレなどを引き続き配備してまいります。

地域の防災につきましては、引き続き自主防災組織を育成・強化し、その活動をより一層支援してまいります。

また、防災訓練を従来の大掛かりなものから、避難所の開設・運営を主体とした屋内訓練に変更いたします。

消防業務につきましては、消防職員の消火技術の向上を図るとともに、消防ポンプ自動車の更新や椎池公園内に防火水槽を設置するなど設備の強化を図ります。

また、引き続き救急救命士の育成を行い、救急業務の高度化、救急体制の充実に努めてまいります。

市民向けの救命講習につきましては、引き続き力を入れ、地域の救急・救護体制の強化を図ってまいります。

地域の防犯につきましては、市民を犯罪や交通事故から守るため、防犯・交通安全教室を引き続き開催し、日常的に実践できるよう、地域安全に関する知識、意識を高めてまいります。

さらに、子どもの見守り活動、あいさつ・声かけの励行、防犯・交通安全パトロールを通しての地域連携強化により、犯罪者を寄せ付けない地域の目をつくり、より安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

学校への不審者侵入の抑止を目的として、本年度は豊明中学校に防犯監視カメラを設置し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを進めてまいります。

## 2. 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり

### (1)健康

市民の健康増進に向け、引き続きメタボリックシンドロームに起因した生活習慣病の抑制を目指し健康診査及び保健指導と各種がん検診を実施してまいります。

女性特有のがんにつきましては、検診受診率の向上を目指し、子宮頸がんと乳がんの検診を奨励するために、対象となる年齢の方のがん検診無料クーポン券を発行いたします。

また、子育て支援の一環として妊婦健診を昨年に引き続き14回実施し、若い子育て世代の財政的な負担を軽減し、子どもの育てやすい環境を提供いたします。

### (2)社会福祉

子育て支援につきましては、子ども手当の支給事業が始まります。これまでの児童手当から支給対象、支給額ともに拡大され、中学校終了までを対象としていきます。

また、よりきめ細かな支援として、これまで進めてまいりました未就学児を対象とした病児・病後児の預かり保育の援助につきまして、ファミリーサポートセンターを核とした地域での支援体制の拡充を図ります。

さらに、放課後児童対策として進めている児童クラブにつきましても児童クラブ室を整備し、受け入れ態勢の拡充を行います。

福祉のまちづくりとして、総合福祉会館に(仮称)障がい者相談支援センターとして機能を集約し、より総合的かつ複合的な相談支援を展開し、障がいのある方々の自立と地域での生活支援の一層の充実に努めてまいります。

昨年来からの不況による雇い止めなどの影響を受けた離職者等の生活困窮者に対して、必要な保護を行うとともに新たに生活保護就労支援員を配置いたします。

これにより、生活保護者の就労支援を継続的かつ専門的に行い、経済的自立ができるように的確で確実な就労指導を行ってまいります。

地域で安心して暮らせる高齢者福祉社会につきましては、特定高齢者実態把握事業を実施し、必要に応じた介護予防事業に参加いただくことによって要介護状態等となることを防いでまいります。

### (3) 社会保障

福祉医療制度では、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう医療費の助成を行ってまいりました。

現在の子ども医療は、通院は小学3年生までを無料としてきましたが、7月から小学6年生まで無料化の対象を拡大いたします。

また、入院については中学3年生までが無料となっているところでございます。

子ども医療の充実を図り、子育て世代の経済的な負担を軽減してまいります。

## 3. いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり

### (1) 道路・交通

市道熊野豊明線事業につきましては、本年度は中京競馬場北側の都市計画道路と交差する区間の工事を計画しており、平成23年度供用開始を目指しております。

区長要望工事につきましては、管理者施工分と併せて対応し、道路の維持補修、河川・排水路の維持管理など地域の要望に素早く対応できる体制を整え、市民が快適に安心して生活できるよう努めてまいります。

交通安全施設につきましては、歩行者などの安全で円滑な交通を図るため、歩道やガードレール、道路反射鏡などの整備を進めてまいります。

また、パーク・アンド・ライドの促進、財源確保のため、豊明駅南の駅前広場に有料駐車場を整備いたします。

### (2) 市街地・住宅

第4次豊明市総合計画、都市マスタープランをもとに、本市の持つ豊かな自然や優れた広域交通条件などの特性を生かして、満足度の高い生活の実現とバランスの取れたまちづくりを住民とともに進めてまいります。

### (3) 産業振興

本市は、日本三大古戦場と言われる織田信長と今川義元が戦った桶狭間古戦場を有する緑豊かな歴史のまちであります。

本年は、1560年の桶狭間の戦いから数えて450年の節目を迎えるため、観光協会と協力して盛大な桶狭間古戦場まつりにしたいと考えています。

それに伴い、4月から5月にかけて前後駅を始めとする名鉄主要駅で桶狭間古戦場まつり等の観光資源のPRを実施していきます。

また、地元商店街活性化のため設置されている街路灯につきましては、LED照明への切り替えを進め、環境にやさしく明るい商店街づくりを目指します。

### (4) 消費生活・勤労者

消費生活におけるトラブルは、ますます複雑・多様化しております。市民の安心した消費生活を確保するため、引き続き消費生活相談窓口を開設いたします。

また、厳しい雇用情勢が続く中、若者就業相談、労働相談を引き続き行い、相談員による適切な助言や情報提供により市民の就労促進を図ってまいります。

#### 4. 個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり

##### (1)生涯学習の推進

多様化する学習ニーズに対応できるよう講座や教室を充実させ、市民が生涯にわたりいつでも自由に学べる生涯学習のまちづくりに取り組んでまいります。

図書館につきましては、図書や資料などの充実を図るとともに、正確で迅速な情報提供に努め、市民に親しまれる図書館づくりを行ってまいります。

文化会館につきましては、芸術作品の発表拠点の場として利用していただき、市民ボランティアの育成に努め、ヴァイオリン演奏や市民フェスティバルなど自主事業の充実に努めてまいります。

スポーツクラブや文化系ジュニアクラブを引き続き支援し、子どもたちが、その豊かな創造性や才能を十分伸ばせるよう努めてまいります。

##### (2)生涯スポーツ・スポーツ文化

市民がスポーツを通して交流し、心身の健康の保持・増進を果たせるよう、事業や教室の充実に努めるとともに各団体と連携してスポーツの振興、普及に取り組んでまいります。

各種スポーツ施設につきましては、市民が安全に利用できるよう引き続き維持補修に努めてまいります。

##### (3)学校教育

いじめや不登校、また特別に支援を必要とする子どもたちを対象として特別支援員の増員と、新たにホームフレンドや適応指導専門医を配置し、問題の解消や対策の強化に取り組めます。

英語教育につきましても、外国人指導員を増員し、英語に慣れ親しみ、英語力の向上を図ります。

また、少人数指導のための補助教員や外国籍児童生徒を支援するため、日本語指導助手を引き続き増員配置し、きめ細かな指導で自ら学び自ら考える力の育成に努めてまいります。

#### 5. 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

##### (1)参加と協働

地域自治の役割と期待が一層高まっている中で、市民が集い交流し、地域に愛着が持てる元気なまちづくりの推進を図っていくことが必要であります。

そこで地域協働促進のため、地域コミュニティ備品貸出制度を実施してまいります。

区・町内会・NPOなどの各種団体が行う社会貢献活動を支援するため、活動に必要な備品を整備し、有効活用していただきます。

社会問題化している多重債務問題に対し、司法書士による無料相談会を月1回継続して実施いたします。

「広報とよあけ」は、きめ細かな行政情報を提供するため「見やすく・読みやすく・親しみやすく」をモットーに編集し、わかりやすい紙面作りを目指します。

また、自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、民間企業の有料広告を引き続き掲載いたします。

## (2) 国際交流

外国籍市民のうち、その多くを占めるブラジル人居住者への様々な情報提供を円滑に行うため、ポルトガル語通訳を増員し、多文化共生の推進を図ります。

なお、友好都市であるオーストラリア、シェパトン市との職員交流を継続し、海外の行政制度を学ぶとともに、その手法を活用していきます。

## 6. 効率的で顧客志向の行政経営

### (1) 行政経営

景気後退による本市歳入への影響と、少子高齢化による義務的経費の増加などにより、財政の硬直化は大変厳しい状況にあります。これまで以上に効率的で柔軟な対応力を持った行政経営を進めてまいります。

歳入に関しては、コンビニエンスストアでの国民健康保険税を含む豊明市税の収納取り扱いを行い、納税機会の拡大を図ります。これにより納税者にとっての利便性の向上を目指します。

また、納期内納付件数の増加と未納抑制を期待するところです。

市民の利便性向上と行政の効率的な運営のために、情報通信技術の発展と変化に対応した電子市役所の実現に努めております。

行政内部においてはITガバナンス(組織統制)の強化、情報セキュリティ対策の強化、情報システムの全体最適化を重点的に進め、効率化を図っていきます。

第4次豊明市総合計画を平成18年度に策定してから前期5年間を経過したことから、中間評価のための市民意識調査を実施して、成果の検証をいたします。

将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するために中間見直しをするものであります。

人事管理においては、職員の定数管理及び給与水準等の適正化を図ることを継続し、行政の能率的運用を推進していきます。

本市は既に、大量退職時代に突入していますが、再任用制度の継続等により職員が長年培った能力、経験を生かしていきます。

結びに、先人達から受け継いだ豊明市を誇りあるものとして、いかに次の世代につないでいくのか、平成22年度をその歴史の中でどのような転換点としていくのかについて申し

述べたいと思います。

金融経済危機に端を発し顕在化した諸問題は、グローバル経済の中で世界中の国々がそれぞれの国内経済の問題解決、社会の構造的な変化、克服を競っています。

冒頭にも述べましたが、このパラダイムシフトとも言うべき大きな変化の潮流は、わが国においては行政の枠組みの変化として現れてきております。これは、市民生活に直結した影響を伴う変化でもあります。

地方自治を担う者としての責任はますます大きくなっております。私は、この責任は成果を以って果たしていくことを所信として表明いたしました。また同時に、全ての責任ある市民の皆様と変化を越えていく時であることを改めて共有したいと念願しています。

これまで進めてきた行財政改革の歩みは、発想の転換から始め、業務を遂行する各現場における体質改善を図ることを徹底してきました。

市民の期待に応える職員の努力は、他に誇れる強みとも言える重要な経営資源であると信じております。

当たり前を排し、職員一丸となって日々二歩前進を心がけ、シンプルイズベストとも言えるわかりやすく、市民生活を起点とした行政を進めてまいります。

平成 22 年度は、市民と企業という市民力を様々な分野に結集し、豊明市の強みを発揮しようではありませんか。

第4次総合計画の折返し地点に立ち「協働で創るしあわせ社会」という基本理念に基づき、以上説明申し上げた施策を推進することで、より絆を強固にしていくまちづくりを進め「人・自然・文化ほほえむ安心都市」の構築を目指してまいります。

最後に、議員各位並びに市民の皆様におかれましては、今後とも市政に対する格段のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。平成 22 年度の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### No.11 ○議長(坂下勝保議員)

以上で平成 22 年度の一般会計及び各特別会計の予算案の提案説明を終わります。  
ここで、暫時休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時11分再開

#### No.12 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。  
日程5、報告第1号を議題といたします。



報告第1号について理事者より報告を求めます。  
平野市民部長。

#### No.13 ○市民部長(平野 隆君)

それでは、報告第1号 豊明市国民保護計画の変更の報告についてご説明を申し上げます。

この変更に係る報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項に準用される同条第6項の規定に基づき、豊明市国民保護計画の変更について、別添のとおり議会に報告させていただくものであります。

今回の変更につきましては、県において、国が運用を開始しました安否情報システムを使っての安否情報の収集、整理及び提供ができるようにすることなど、愛知県国民保護計画を改正したため、本市の国民保護計画との整合性を図るために改正をするものであります。

それでは、内容説明をいたしますので、次のページをお開きください。

平成19年3月に作成いたしました豊明市国民保護計画を次のとおり変更するものであります。

(1)として、第2編 平素からの備えや予防、第1章 組織・体制の整備等の第4 情報収集・提供等の体制整備の中の3 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備の欄中、(1)から(3)を順次繰り下げ、(2)から(4)に変更し、第1号として「(1)安否情報システムの利用 市は、県と連携し、総務省(消防庁)が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。)を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。」を追加するものであります。

(2)としまして、第3編 武力攻撃事態等への対処の第3章 関係機関相互の連携の1 国・県の対策本部との連携の中の(2)国・県の現地対策本部との連携の欄中、「また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。」との表記を「なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。」に改めるものであります。

これは、対策本部が国から指示を受けまして、国が武力攻撃事態等の合同対策本部という会議名称を明確にするとともに、そこに出席する者を明確にしたものであります。

(3)として、同じ第3編 武力攻撃事態等への対処の中の第6章 安否情報の収集・提供の表中「報告」と「メール」の間及び「収集」と「メール」の間に「安否情報システム」を加えるものであります。

また、同じ章の2 県に対する報告の欄中、「原則として、」の次に「安否情報システムを

利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、「」を加え、「を、電子メールで県に送付する。ただし、「」を「の送付によるものとし、また、「」に改める。

これは、県への報告を、原則として規定の様式による書面を第一義的に電子メールで行うとしていたものを、報告手続の順位を、第一に安否情報システムを使って行うこととするという内容の改正であります。

以上で説明を終わります。

#### No.14 ○議長(坂下勝保議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑に入りますが、先の定例会より試行されています質疑の通告制にあわせて、報告案件の質疑についても、会議規則の規定に従い質疑の回数は同一議員につき2回以内といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.15 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第11号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

#### No.16 ○市長(相羽英勝君)

それでは、議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明を申し上げます。

下記の者は、平成22年3月23日任期満了となりますので、同人を再任するものであります。

記といたしまして、住所、豊明市栄町念仏塚8番地3、氏名、平野邦子、生年月日、昭和18年2月22日生まれ。

この案を提出するのは、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

平野さんにつきましては、次ページにありますように、平成13年から3期、9年にわたりお務めをいただいております。

長年、市内の多数の土地区画整理組合の事務所に勤務をされていまして、土地評価等にも精通をされ、また人格識見ともにすぐれた方であると思っております。引き続いて再任

をお願い申し上げます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

#### No.17 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

平野龍司議員。

#### No.18 ○7番(平野龍司議員)

議案第 11 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、賛成の立場で討論いたします。

ただいま市長から提案説明がありましたが、平野邦子さんにつきましては、私と同じ町内にお住みでありよく存じております。

豊明町役場に就職し、その後、高鴨、西川、豊明前後駅南土地区画整理組合の事務職員として勤められ、行政にも精通され、理解があり、平成 13 年3月より固定資産評価審査委員に就任された実績もあり、大きく評価されております。

今回は再任となりますが、人柄のよさ、真面目な態度は申し分ありません。今後の土地評価価格の見直しに、公平な立場で審査していただける方だと思えます。

また、男女共同参画の視点からも、各委員会に女性が登用されることも大きな意義があり、期待するものです。まさに最適任者だと確信しております。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、議案第 11 号の賛成討論といたします。

#### No.19 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 11 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.20 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程6を終わります。

日程7、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第 12 号及び議案第 13 号の2議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 12 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
宮田企画部長。

#### No.21 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 12 号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明いたします。

この規約の変更については、合併により、本市が構成員となっています愛知縣市町村職員退職手当組合から平成 22 年 3 月 21 日に七宝町、美和町、甚目寺町及び公立尾陽病院組合を脱退させ、同年 3 月 22 日からあま市の加入に伴い、愛知縣市町村職員退職手当組合規約を変更することについて議決を求めるものであります。

この案を提出しますのは、地方自治法第 290 条の規定により、愛知縣市町村職員退職手当組合から七宝町、美和町、甚目寺町及び公立尾陽病院組合を脱退及びあま市を加入させ、愛知縣市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるからであります。

次のページをお願いいたします。条文の内容を説明していきます。

3 行目、別表第 1 中とありますが、ここの別表第 1 は、組合を構成する市町等が記載された表になります。この表にあま市を加え、七宝町、美和町、甚目寺町及び公立尾陽病院組合を削除いたします。

次に、6 行目の別表第 2 とありますが、この別表第 2 は、議員の選挙区、定数及び選挙区の組合市町村等を記載した表ですが、別表第 1 の改正と同様に、あま市を加え、七宝町、美和町、甚目寺町及び公立尾陽病院組合を削除するものです。

附則といたしまして、附則の 1 は、施行日を平成 22 年 3 月 22 日とするものです。

附則の 2 は、脱退した後の議員の取り扱いを規定したものです。

以上で説明を終わります。

#### No.22 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入りますが、先ほどの報告案件同様に、質疑の回数は同一議員につき 2 回以内といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.23 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 12 号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第 13 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

**No.24 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)**

それでは、議案第 13 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正につきましてご説明を申し上げます。

平成 22 年 3 月 22 日に海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町が廃され、その区域をもってあま市が設置されることに伴い、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別添のとおり改正することについて議会の議決を求めるものであります。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第 7 条第 1 項の規定により、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市が設置されることに伴い、規約を改正する必要があるからであります。

1 枚おめくりください。

今回の改正内容は、本文上から 3 行目、別表中の「七宝町、美和町、甚目寺町」を「あま市」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は平成 22 年 3 月 22 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

**No.25 ○議長(坂下勝保議員)**

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.26 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 13 号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 12 号及び議案第 13 号の 2 議案については、豊明市議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.27 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号及び議案第 13 号の 2 議案については委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、議案第 12 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.28 ○議長(坂下勝保議員)**

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.29 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 12 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 12 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.30 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 13 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.31 ○議長(坂下勝保議員)**

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.32 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 13 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 13 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.33 ○議長(坂下勝保議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程7を終わります。

日程8、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 14 号から議案第 31 号までの 18 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 14 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

#### No.34 ○経済建設部長(三冶金行君)

それでは、議案第 14 号についてご説明をいたします。

市道の路線廃止についてでございます。

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を廃止するものでございます。

記といたしまして、路線番号 3204、路線名、栄 204 号、起点といたしまして、豊明市栄町新左山 7 番 3 地先、終点といたしまして、豊明市栄町新左山 1 番 215 地先であります。

この案を提出するのは、開発行為の帰属に伴い、路線の終点に変更が生じたためでございます。

場所のご説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

星城高校の西側でありまして、大原公園の東側に当たる住宅地内の路線であります。

以上で説明を終わります。

#### No.35 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 15 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

#### No.36 ○経済建設部長(三冶金行君)

それでは、議案第 15 号についてご説明をいたします。

市道の路線認定について。

道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を別紙のとおり認定するものでございます。

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからでございます。

認定する路線についてご説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

7 路線の市道の路線認定でございます。

路線番号 1653、路線名、沓掛北 289 号、起点といたしまして、豊明市沓掛町葎廻間 30 番地先、終点といたしまして、豊明市沓掛町山新田 119 番地先。

続きまして、路線番号 1654、路線名、沓掛北 290 号、起点といたしまして、豊明市沓掛町山田 170 番地先、終点といたしまして、豊明市沓掛町山田 165 番地先。

続きまして、路線番号 1655、路線名、沓掛北 291 号、起点といたしまして、豊明市沓掛町山田 156 番地先、終点といたしまして、豊明市沓掛町山田 168 番地先。

続きまして、路線番号 1656、路線名、沓掛北 292 号、起点といたしまして、豊明市沓掛町山田 139 番地先、終点といたしまして、豊明市沓掛町山田 145 番地先。

続きまして、路線番号 3204、路線名、栄 204 号、起点といたしまして、豊明市栄町新左山 7 番 3 地先、終点といたしまして、豊明市栄町新左山 1 番 429 地先。

続きまして、路線番号 3415、路線名、栄 327 号、起点といたしまして、豊明市栄町新左山 1 番 186 地先、終点といたしまして、豊明市栄町新左山 1 番 816 地先。

続きまして、路線番号 3416、路線名、栄 328 号、起点といたしまして、豊明市栄町新左山 1 番 440 地先、終点といたしまして、豊明市栄町新左山 1 番 194 地先でございます。

場所のご説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

附図1では、路線番号 1653 であります。県道春木沓掛線に接する路線でございます、豊明幼稚園の南側、図面では下側の位置でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

附図2では、路線番号 1654、1655、1656 でございます。県道春木沓掛線、また市道沓掛北 272 号に接する路線でございます、山田土地改良事業が完了し、帰属された路線でございます。

次のページをお願いいたします。

附図3では、路線番号 3415、3416、3204 でございます。星城高校の西側でありまして、大原公園の東側の住宅地内の路線でございます。

以上で説明を終わります。

#### No.37 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 16 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

#### No.38 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 16 号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出しますのは、平成 22 年 4 月 1 日施行の組織改編にあわせた豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正に伴い、必要があるからであります。

それでは、次のページをお願いします。条文の内容を説明いたします。

第7条は、行政改革推進委員会の担当部署を規定した条文ですが、組織改編によって、これまでの「企画部企画政策課」から「行政経営部秘書政策課」に名称を改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

#### No.39 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 17 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。



#### No.40 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 17 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出するのは、労働基準法の改正に伴い必要があるからであります。

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的として労働基準法が改正され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されます。

地方公務員も労働基準法の適用を受けますので、本条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

それでは、改正の内容を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

3 行目、第 8 条の 3 を第 8 条の 4 とし、第 8 条の 2 を第 8 条の 3 とします。

これは、時間外勤務代休時間の条文を第 8 条の次に第 8 条の 2 として入れるため、条を繰り下げるものであります。

追加する第 8 条の 2 は、1 カ月 60 時間を超える時間外勤務に対する新たな割り増し相当分を、時間単位の代休として与えることができる規定を追加するものであります。

第 8 条の 2 を追加することによって、第 10 条、第 15 条に「勤務日等」、「給与条例」の字句の改正が生じますので、これもあわせて改正するものであります。

附則といたしまして、平成 22 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

#### No.41 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 18 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

#### No.42 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 18 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出するのは、適応指導専門医の新設並びに委員会等の廃止及び名称変更に伴い必要があるからであります。

それでは、内容の説明をしますので、次のページをお願いします。

この改正は、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬について、それを規定する別表を改正するものであります。

今回の改正は、3 点の改正を行っていきます。

まず 1 点目は、適応指導専門医を新たに設置することによる委員の報酬の額を 1 回 2 万円に規定するものであります。

この適応指導専門医は、発達障害などの児童生徒の健康管理や、保護者等への助言指導をする専門医相談事業を実施するためのものです。

2点目の改正は、名称の変更です。「地域福祉計画策定委員会委員」が「地域福祉計画推進委員会委員」に変わります。

これは、計画策定を終え、今後はこの計画に基づく事業を推進していくことになったことにより、名称を変更するものです。

3点目は、「勤労者住宅資金利子補給審査会委員」を削除するものであります。

これは、利子補給が平成 21 年度をもって終了するため削除するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

#### No.43 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 19 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

#### No.44 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 19 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出しますのは、給与から控除するものの追加及び労働基準法の改正に伴い必要があるからであります。

給与から控除する団体保険等の追加と、先ほど議案第 17 号で説明いたしましたが、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的として労働基準法が改正をされ、平成 22 年4月1日から施行されます。これにあわせて本条例の一部を改正していくものであります。

それでは、次のページをお願いいたします。条文の内容を説明いたします。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3行目、第2条の2第2号中とありますが、この第2条の2は、給与から控除できるものを規定している条文で、新たに組合が取り扱う保険料を控除できるように改正して、あわせて各号列記について種類別に改正をするものであります。

次の7行目、第 16 条第4項中とありますが、この第 16 条は時間外勤務手当について規定されている条文で、第5項は1カ月 60 時間を超える時間外勤務については 100 分の 150 を払う規定に、第6項は時間外勤務代休時間、つまり 60 時間を超えた時間は、振りかえた場合は新たな割り増し賃金を支払わない規定に、そして次のページですが、第7項は短時間再任用者についても同様に改正をするものであります。

次に、下から4行目になります。第 24 条第1項中とありますが、この条は給与の減額規定について定めた条文で、除外規定に時間外勤務代休時間を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年4月1日から施行いたします。  
以上で説明を終わります。

**No.45 ○議長(坂下勝保議員)**

続いて、議案第 20 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
濱嶋健康福祉部長。

**No.46 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

議案第 20 号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正についてご説明をいたします。  
この案を提出するのは、子どもの通院医療費助成を小学6年生まで拡大するため、必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、第4条第1項は、支給の範囲の規定であります。その中で「9歳」の小学3年生を「12歳」、小学6年生に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年7月1日から施行するものであります。  
終わります。

**No.47 ○議長(坂下勝保議員)**

続いて、議案第 21 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
濱嶋健康福祉部長。

**No.48 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

議案第 21 号 豊明市休日診療所条例の一部改正についてご説明をいたします。

この案を提出するのは、健康保険法及びその他の法令に規定する厚生労働大臣の定めた診療報酬の算定方法が改定されるため、必要があるからであります。

改正の趣旨説明をいたします。

日本の診療報酬は、2年ごとに改定されます。今年は改定の年であり、去る2月12日、中医協、中央社会保険医療協議会は、4月からの診療報酬見直し案を厚生労働大臣に答申いたしました。厚生労働大臣はこの答申を受け、例年ですと3月下旬に改定診療報酬が厚生労働省告示されます。

豊明市休日診療所も、4月より改定診療報酬で診療料を徴収しなければなりません。

現在、この部分につきましては、休日診療所条例に括弧書きで規定をされております。したがって、診療報酬が改定されるたびに定例市議会閉会後に条例改正をする必要があります。

しかし、診療報酬は市の裁量が及ばないところでありますので、今後、2年ごとに改定されても条例の一部改正は必要のない、いわば自動更新をするシステムに改正するもので

あります。

条文の内容の説明に入りますので、1枚はねていただきたいと思います。

本文の第5条第2項ですが、豊明市休日診療所診療報酬の算定方法は、厚生労働省告示の診療報酬によるものと規定した条文であります。この第2項を、「診療料は、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。」に改めるものであります。

次に、第5条第3項は診療報酬の算定方法で、算定された医科点数の1点の単価 15 円を、整合性を図るため 100 分の 150 に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年4月1日から施行するものです。

終わります。

#### No.49 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 22 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎消防長。

#### No.50 ○消防長(山崎 力君)

議案第 22 号についてご説明を申し上げます。

豊明市火災予防条例の一部改正について。

この案を提出しますのは、一昨年(2010年)の10月に発生しました大阪の個室ビデオ店の火災において、死者15名、負傷者10名を出しました。この痛ましい事案を踏まえ、防火安全対策に係る報告書がまとめられました。

これを受けまして、豊明市火災予防条例を改正するものでございます。

1枚はねていただきたいと思います。

火災予防条例の第37条の2の次に加えるものでございまして、「個室型店舗の避難管理」ということで、「第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りではない。」。

附則といたしまして、1 施行期日、この条例は平成 22 年6月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に存する個室型店舗または現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の豊明市火災予防条例第37条の3の規定に適合しないものに係る個室に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は平成 23 年3月31日までの間は適用しない。

終わります。

No.51 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 23 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
山本総務部長。

No.52 ○総務部長(山本末富君)

議案第 23 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億 3,798 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 181 億 5,283 万 8,000 円とするものでございます。

例年、この3月の補正予算は、年度末で入札残など精算的な補正予算となっており、件数が多くなっておりますので、歳入歳出とも金額の大きいものを中心にご説明申し上げます。

今回の特徴といたしましては、国から地域活性化・公共投資臨時交付金が1億 3,000 万円余、また地域活性化・きめ細かな臨時交付金が 8,300 万円余交付されることが決定しましたので、公共投資臨時交付金は基金の積み立てを、きめ細かな臨時交付金は 22 年度以降必要とされる施設の改修工事を前倒的に当てはめ、今後の財政的負担の軽減を図りました。

それでは、歳出のほうからご説明をいたしますので、25 ページをお願いいたします。

説明欄のほうをごらんになってください。上から4行目になりますが、電動書庫改修工事費の 1,052 万円は、先ほど申し上げましたきめ細かな臨時交付金を利用して改修するものでございます。

次に、33 ページをお願いいたします。

説明欄の上から3行目の総合福祉会館空調設備改修工事費の 3,444 万円も、同様の臨時交付金に対応した工事費でございます。

次は、その下のその他国民健康保険特別会計繰出金の1億 8,188 万円の増は、新型インフルエンザを始め医療費の伸びによる不足分を一般会計から繰り出すものでございます。

次は、ページの下のほうになりますが、現年度分介護給付費繰出金の 1,125 万円の減は、施設介護サービス給付費の減及び介護保険特別会計の繰越金の増によりまして、一般会計からの繰り出しを減額するものでございます。

それでは、37 ページをお願いいたします。

上から4行目の児童手当費の 1,000 万円の減につきましては、対象者数が当初の見込みを下回ったためであり、次の長時間保育等業務の 1,467 万 9,000 円の減につきましては、退職者等による雇用日数の減によるものでございます。

次は、同じ保育事業の欄の下から4行目になりますが、青い鳥保育園園舎耐震等改修

工事費の 2,940 万円は、こちらもきめ細かな臨時交付金の充当事業でございます。

次は、3行下になりますが、民間保育所運営費補助金の 2,573 万 7,000 円の減につきましては、入所人員の減によるものでございます。

次は、39 ページをお願いいたします。

下の欄の真ん中になりますが、予防接種委託料の 1,480 万 5,000 円の減は、日本脳炎等予防接種を受けられた方の減によるものでございます。

次は、その下の成人病診断等委託料の 2,236 万 7,000 円の減は、各種健診受診者数の減によるものでございます。

その下の乳児及び妊婦健診委託料の 1,700 万円の減につきましては、妊婦健診受診者数の減によるものでございます。

次は、41 ページをお願いいたします。

下の欄の一番上になりますが、東部知多衛生組合負担金の 4,148 万 9,000 円の減は、負担金額の確定によるものでございます。

次は、45 ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、農村集落家庭排水施設特別会計繰出金の 1,613 万 1,000 円の減は、工事費の減及び同特別会計の繰越金の増に伴いまして、一般会計からの繰出金の減でございます。

次は、飛びますが、51 ページをお願いいたします。

一番下になりますが、下水道事業特別会計繰出金の 2,031 万 6,000 円の減は、長期債元金及び利子の償還額の減及び特別会計の繰越金の増に伴って、一般会計からの繰出金の減でございます。

次は、55 ページをお願いいたします。

中ほどよりやや下になりますが、消防訓練塔施設改修工事費の 1,365 万円も、きめ細かな臨時交付金の充当事業でございます。

次は、59 ページをお願いいたします。

上から2行目の各小学校営繕工事費の 3,900 万円の減につきましては、各小学校の耐震工事、営繕工事の入札残でございます。

次は、4つ下になりますが、管理用備品購入費の 1,535 万 1,000 円の減につきましては、教職員用パソコン等の入札残でございます。

次は、その下の学校ICT備品購入費の 2,124 万 5,000 円の減につきましては、デジタルテレビ、電子黒板の入札残でございます。

次は、65 ページをお願いいたします。

下のほうから3行目になりますが、賄材料費の 1,187 万 4,000 円の減につきましては、インフルエンザで休校になったことによる給食日数の減によるものでございます。

次は、67 ページをお願いいたします。

一番下になりますが、財政調整基金積立金の1億9,459万7,000円の増は、今回の補正で残ったものを財政調整基金に積み立てるもので、これにより、21年度末の残高は約4億6,000万円となります。

次は、69ページをお願いいたします。

教育施設建設及び整備基金積立金の1,999万1,000円の増は、基金条例により積み立てるものであり、これにより、21年度末の残高は約4,100万円となります。

次の公共施設建設及び整備基金積立金の1億900万円の増は、地域活性化・公共投資臨時交付金の大部分をこの公共施設建設及び整備基金に積み立て、有効活用を図るものでございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、9ページをお開きください。

まず税ですけれども、市税であります、法人市民税の法人税割が1億8,000万円の減であります、これは、当初の見込みよりもさらに企業の業績が悪化したための減でございます。

次は、固定資産税であります、土地・家屋・償却資産で8,500万円の増となっております。これは、21年度が評価替えの年で、家屋の減価が当初の見込みを下回ったための増でございます。

次は、一番下の軽自動車税の1,000万円の増であります、不景気の影響で低燃費の軽自動車に乗りかえ等が多かったためでございます。

次は、13ページをお願いいたします。

上から2行目になりますが、公立学校施設整備費補助金9,378万2,000円の増は、耐震工事の補助基準が、平米当たり幾らの単価方式から実際にかかった工事費方式に変わったことによる増でございます。

次は、1行飛んで、学校情報通信技術環境整備事業補助金の2,247万3,000円の減は、デジタルテレビ、電子黒板等の入札が安価となったため、それに伴っての補助金の減額でございます。

その下の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の8,363万5,000円につきましては、国の21年度第2次の補正予算で認められたもので、主には、地方単独事業のきめ細かなインフラ整備事業が対象となっております。

その下の地域活性化・公共投資臨時交付金の1億3,194万2,000円につきましても、国の第1次補正で認められたものの追加分でございます。

それでは、15ページをお願いいたします。

ページ中ほどになりますが、疾病予防対策事業費等補助金の1,775万1,000円の減は、各種健診受診者数の減によるものでございます。

次は、17ページをお願いいたします。

一番下の欄ですが、一般寄附金の3,000万円の増につきましては、名古屋競馬株式会社からの一般寄附でございます。

次は、19 ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、老人保健特別会計繰入金の 4,000 万円は、老人保健特別会計の余剰金を一般会計に繰り入れるものでございます。

次は、1つ飛びまして、学校給食費実費徴収金の 1,256 万円の減は、歳出のところでご説明しましたように、給食日数の減によるものでございます。

次は、その下の再商品化合理化拠出金の 1,632 万 1,000 円でございますが、これは、改正容器リサイクル法の規定に基づき、品質等により市町村に交付されるものでございます。

次は、21 ページをお願いいたします。

一番下になりますが、学校施設改修事業の 1 億 210 万円の減は、耐震工事の国庫補助が増額されたことに伴い、市債のほうが減額となったものでございます。

それでは、ページが戻りますが、7 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費でございますけれども、年度内に終了しない事業につきまして繰り越しをするもので、事業名だけではわかりにくいので、内容を申し上げます。

文書事業は、電動書庫の改修でございます。

次の総合福祉会館維持管理事業は、空調設備の改修工事。

児童福祉事務事業は、子ども手当のシステムの改修。

次の保育事業は、青い鳥保育園の園舎の耐震工事。

予防接種事業は、新型インフルエンザ接種費の助成でございます。

次の消防施設設置事業は、訓練塔の改修事業。

次の災害対策事業は、全国瞬時警報システム整備工事費であり、次の中学校施設維持管理事業は、教室等に手すりを設置するもの。

一番下の給食センター維持管理事業は、栄調理場の屋根防水を行うものでございます。

次は、その下の第 3 表 地方債の補正につきましては、事業費の減額に伴いまして地方債の限度額を減額するものでございます。

以上でご説明を終わります。

#### No.53 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 24 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

#### No.54 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 24 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)につきましてご説明を申し上げます。



1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,000万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ64億2,425万6,000円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、8ページ、9ページをごらんください。

まず、上の表の一般被保険者療養給付費を1億5,000万円増額をするものであります。

これは、今年度最終的に不足が見込まれます医療費の額を増額するものであります。

続きましてその下、介護納付金につきましては、後ほどご説明いたしますが、今回新たに国庫補助金が交付をされますので、その分の財源振りかえを行うものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

まず、一番上の一般被保険者国民健康保険税を総額で9,640万8,000円減額をするものであります。

これは、保険税の最終収納見込額を精査した結果、減額をするものであります。

続きましてその下、療養給付費等負担金を5,100万円増額をするものであります。

これは、歳出に計上いたしました医療費の34%相当額が国より交付をされるものであります。

続きまして、その下の介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、先ほど歳出にてご説明をいたしましたとおり、今回、新規にて452万8,000円増額をするものであります。

これは、平成21年度の介護報酬の引き上げに伴いまして、国保税のうちの介護分の上昇の激変緩和を図るため、国から交付をされるものであります。額確定通知がありましたので計上するものであります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

まず、上の県の財政調整交付金を900万円増額をするものであります。

これは、歳出に計上いたしました医療費の6%相当額が県より交付をされるものであります。

最後に、その下の8款繰入金のその他一般会計繰入金を1億8,188万円増額をするものであります。

これは、会計上最終的に不足が見込まれます額を一般会計より繰り入れるものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.55 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第25号について理事者より提案理由の説明を求めます。

柴田経済建設部次長。

#### No.56 ○経済建設部次長(柴田二三夫君)

議案第 25 号 平成 21 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明申し上げます。

補正予算書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,789 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 1,288 万 8,000 円とするものです。

歳出からご説明させていただきますので、7 ページ、8 ページをごらんください。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、公課費、消費税及び地方消費税は、消費税前払金の 580 万 5,000 円を減額いたしました。

それから、3 款 公共下水道建設事業費、1 項 建設事業費、2 目 建設費、公共下水道築造事業の管渠設計等委託料 225 万円は、入札差額金を減額いたします。

それから、4 款 公債費、1 目 元金、公債費元金償還事業、長期債元金 3,488 万 8,000 円は、繰上償還額の変更に伴う減額をいたします。

2 目の利子、公債費利子償還事業の長期債利子を 494 万 9,000 円減額いたします。繰上償還に伴う利息の減少のためであります。

続きまして、歳入をご説明させていただきますので、5 ページ、6 ページをごらんください。

3 款 繰入金、1 項 繰入金、一般会計繰入金を 2,031 万 6,000 円減額いたします。歳出減及び繰越金増額による財源振りかえであります。

4 款 繰越金、1 項 繰越金、前年度繰越金を 642 万 4,000 円増額いたします。

6 款 市債、1 目 下水道事業債、下水道事業借換債 3,400 万円は、繰上償還額の変更に伴う減額であります。

続きまして、4 ページをごらんください。

第 2 表 地方債補正の変更につきましては、下水道事業借換債、限度額 4 億 5,000 万円を 4 億 1,600 万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.57 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 26 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

#### No.58 ○総務部長(山本末富君)

議案第 26 号 平成 21 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ 41 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 148 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたしますので、4 ページ、5 ページをお開きください。

2款 諸収入の預金利子 41 万 6,000 円の減につきましては、当初の見込みよりも金利が低かったためでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

2款1項1目の土地開発基金繰出金の 41 万 6,000 円の減につきましては、歳入の預金利子が減額されるのに伴って、土地開発基金への繰出金も同額減額となるものでございます。

以上でご説明を終わります。

#### No.59 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 27 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

#### No.60 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 27 号 平成 21 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,000 万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 4,540 万円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

繰出金の一般会計繰出金を新規にて 4,000 万円増額をするものであります。

これは、平成 22 年度末に廃止が予定をされております老人保健特別会計の剰余金見込額を一般会計へ繰り出すものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

繰越金の前年度繰越金を 4,000 万円増額をするものであります。

これは、一般会計へ繰り出すため、平成 22 年度への繰り越し分を除き、前年度繰越金の残を全額予算化するものであります。

以上で説明を終わります。

#### No.61 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 28 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

柴田経済建設部次長。

#### No.62 ○経済建設部次長(柴田二三夫君)

議案第 28 号 平成 21 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,550 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 8,210 万円とするものです。

歳出からご説明いたしますので、9ページ、10 ページをごらんください。

総務費、一般管理費の家庭排水人件費 10 万円は、財源振りかえをさせていただきます。

2款 家庭排水施設事業費、維持管理費、排水施設維持管理事業を 2,550 万円減額いたします。

センター管理委託料 100 万円の減額は、入札残額であります。

廃棄物処理委託料 300 万円の減額は、処理量の減によるものであります。

センター改修工事補助事業申請書作成業務等委託料 150 万円の減額は、入札残であります。

営繕工事費 2,000 万円の減額は、5年間やりました補助対象事業の減額によるものであります。

続きまして、歳入をご説明させていただきますので、5ページ、6ページをごらんください。

国庫支出金、国庫補助金、農業集落排水資源循環統合補助事業費補助金 1,010 万円の減額は、補助対象事業費の減によるものでございます。

それから4款 県支出金、1項 県補助金、農業集落排水資源循環統合補助事業費補助金 280 万円の減額も、補助対象事業費の減によるものであります。

5款 繰入金、一般会計繰入金 1,613 万 1,000 円の減額は、歳出減及び繰越金増による財源振りかえであります。

7ページ、8ページをごらんください。

6款 繰越金、前年度繰越金は 933 万 1,000 円の増額であります。

8款 市債につきましては、資源循環統合補助事業債 580 万円の減額は、補助対象事業費の減によるものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

第2表 地方債補正の変更は、限度額 3,130 万円を 2,550 万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.63 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 29 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

柴田経済建設部次長。

#### No.64 ○経済建設部次長(柴田二三夫君)

議案第29号 平成21年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,809万8,000円とするものです。

歳出からご説明させていただきますので、6ページ、7ページをごらんください。

総務費の一般管理費、一般管理事務事業5万円の減額は、執行残でございます。

それから、2款の駐車場維持管理費、有料駐車場維持管理事業185万2,000円の減額も、執行残でございます。

3款の公債費、1項 公債費、公債費利子償還事業の121万9,000円は、財源振りかえであります。

続きまして、歳入をご説明させていただきますので、4ページ、5ページをごらんください。

1款 使用料及び手数料、有料駐車場使用料を176万円減額いたします。

2款 繰入金、一般会計繰入金は121万9,000円の減額をいたします。

3款の繰越金、前年度繰越金は107万7,000円の増額をいたします。

以上で説明を終わります。

#### No.65 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第30号について理事者より提案理由の説明を求めます。

畑中健康福祉部次長。

#### No.66 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第30号 平成21年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,042万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,327万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものをご説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理費261万6,000円の減につきましては、介護保険システム更新に伴います長期継続契約による契約残でございます。

続いて、一番下の段でございますが、2款1項3目 地域密着型介護サービス給付費3,000万円の減につきましては、12月までの給付実績をもとに年間見込額を算出した執行残の見込額でございます。

同じく5目の施設介護サービス給付費6,000万円の減につきましても、同様の理由でご

ざいます。

続きまして、12、13 ページをお開きください。

3款1項1目 介護予防特定高齢者施策事業費 262 万 4,000 円の減につきましては、説明欄をごらんください。

真ん中の生活機能評価検査委託料 178 万 6,000 円の減。

これは、特定高齢者候補者の受診見込みが当初より減となるためでございます。

すぐ下の口腔ケア・栄養改善教室事業委託料 63 万円の減。

これは、はつらつ教室の会場を老人福祉センターで実施したための予算残でございます。

次は、14、15 ページをお開きください。

3款2項2目 総合相談事業費 36 万 7,000 円の減。

これは、地域包括支援センター相談窓口を市内の在宅介護支援センターへ業務委託をしました契約残でございます。

次に、4款1項1目 介護給付費準備基金積立金 5,275 万 3,000 円の増につきましては、保険料剰余金等を準備基金に積み立てるものでございます。

次に、16、17 ページをごらんください。

6款1項2目 償還金 306 万 4,000 円の増につきましては、国庫と支払基金の 18 年度分の返還金に充てるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、4、5ページへお戻りください。

以下、歳入につきましては、8、9ページの国庫支払基金、県費、一般会計からの繰入金までにつきましては、給付費と、先ほどの地域支援事業費の補正減による、それぞれの法定割合に基づきます歳入減でありますので、説明のほうを省略させていただきます。

なお、6、7ページの5款1項1目 介護給付費負担金のうち過年度分 287 万 7,000 円の増につきましては、18 年度分の再確定によります県費の追加交付分でございます。

8、9ページをお開きください。

7款2項2目 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金 196 万 4,000 円の増につきましては、趣旨普及事業へ充当するものでございます。

下の8款1項1目 繰越金 3,367 万 1,000 円の増につきましては、繰越金の増でございます。

以上で説明を終わります。

#### No.67 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 31 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.68 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第31号 平成21年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万5,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ5億4,838万4,000円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金を748万5,000円増額するものであります。この納付金は、低所得者の方に対する保険料軽減分を一般会計から繰り入れ、後期高齢者の方から徴収をいたしました保険料と合わせて広域連合へ納めるものであります。平成21年度分の軽減額が確定をいたしましたので、不足額を計上するものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので4ページ、5ページをごらんください。

2款 繰入金の保険基盤安定繰入金を748万5,000円増額するものであります。

これは、歳出に計上いたしました保険料軽減額を一般会計より法定繰り入れするものであります。

なお、この軽減分につきましては、4分の3が県より手当てをされることとなっております。

以上で説明を終わります。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2月27日から3月1日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、明2月27日から3月1日までの3日間を休会とすることに決しました。

3月2日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後零時27分散会

